

御堂筋空間利用検討会規約（案）

（目 的）

第1条 本検討会は、御堂筋及びその周辺地域の変化や課題を踏まえ、広く市民や道路利用者の合意を図りながら、今後の御堂筋の道路空間利用のあり方について検討し、提言を行うものである。

（構 成）

第2条 検討会は、その目的に照らし、有識者、地元自治会、地元まちづくり団体、経済団体、利用者団体等をもって構成し、委員の構成は別表のとおりとする。

- 2 検討会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。
- 3 委員の追加・変更は、検討会の承認を要するものとする。
- 4 必要に応じ、検討会の承認を得て構成員以外の者の出席を求めることができる。

（委員長）

第3条 委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長が職務を遂行できない場合、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（検討会の運営）

第4条 検討会は、委員長の発議に基づいて開催する。

- 2 検討会の構成員は、会議に出席できないときは、その代理を出席させることができる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所（地域調整課）及び大阪市建設局総務部（中長期計画担当）に置く。

（その他）

第6条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。また、本規約の改正等は、本検討会の審議を経て行うことができるものとする。

付則

（施行期日）

この規約は、平成21年 月 日から施行する。